

構造改革特別区域に係る第2次提案について（提案内容）

	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項（再提案理由）	特例の具体的要望事項（目的）	（対象）	（内容）	代替措置の内容	現状（制度）の問題点
1	大垣市	IT文化特区	規制緩和の対象が「研究」資格になっており、より効果的な事業展開を図るためには、「技術」資格についても適用することが必要である。	IT関連産業が国際的な競争力を持つためには、国内で不足している高度な技術力を有する人材を外国から確保する必要がある。	入出国管理及び難民認定法第2条の2第3項の関係省令における「技術」資格の在留期間について「3年又は1年」について	在留期間を5年とする。	特区内の企業に就業した場合とする。	技術者が従事する業務の継続性を考慮し、在留期間の延長が必要である。
2	岐阜県	IT特区	対象者が「研究」資格となっているが、「技術」資格にも適用することを要望	IT産業の推進に必要な高度IT技術者は国内で不足しており、外国から確保する必要がある。e-japan重点計画2002においても3年間で3万人の受入に言及。	入管法第7条第1項第2号関係で、「技術」資格の在留期間を3年又は1年としている基準について	在留期間を5年とする	特区内の企業に就業した場合とする	技術者が従事する業務の継続性を鑑みると、在留期間の延長が必要
3	岐阜県	特定成長産業集積特区	対象者が「研究」資格となっているが、「技術」資格にも適用することを要望	IT産業の推進に必要な高度IT技術者は国内で不足しており、外国から確保する必要がある。e-japan重点計画2002においても3年間で3万人の受入に言及。	入管法第7条第1項第2号関係で、「技術」資格の在留期間を3年又は1年としている基準について	在留期間を5年とする	特区内の企業に就業した場合とする	技術者が従事する業務の継続性を鑑みると、在留期間の延長が必要
4	宮城県	みやぎIT特区	「特定活動」という在留資格が、外国人IT技術者を対象としたものとはなっていないため、外国人IT技術者の在留資格に関して、緩和して欲しい。 緩和措置の悪用を防止するため、滞在期間の「5年」に関しては、それを最長期間とし、それまでの滞在状況に応じて期間を決定することとする。また、在留資格に該当しなくなった場合のチェックに関しては、「特定活動」の在留資格を付与する場合と同様な条件を付すことで、その妥当性を確保しようとする。	特区内のIT関連企業が優秀なIT技術者を確保しうるようにするために	特区内のIT関連企業が外国人IT技術者を雇用する場合には	「技術」に関する在留期間を延長する（「1年又は3年」から「1年、3年又は5年」）	「特定活動」と同様の条件を課すこととする。	外国人IT技術者の在留資格に関する手続きが煩雑である
5	岐阜県	IT特区		IT産業の推進に必要な高度IT技術者は国内で不足しており、外国から確保する必要がある。e-japan重点計画2002においても3年間で3万人の受入に言及。	入管法7条第1項第2号関係で、「技術」資格の審査において、受入企業との雇用契約の証明書の提出を求められることについて	技術者が国内の派遣会社の社員となった場合でも在留資格を与える	特区内の企業に就業した場合とする	技術者が派遣される企業との雇用証明書が求められ、派遣会社の社員となっただけでは在留資格が認められない。
6	岐阜県	特定成長産業集積特区		IT産業の推進に必要な高度IT技術者は国内で不足しており、外国から確保する必要がある。e-japan重点計画2002においても3年間で3万人の受入に言及。	入管法7条第1項第2号関係で、「技術」資格の審査において、受入企業との雇用契約の証明書の提出を求められることについて	技術者が国内の派遣会社の社員となった場合でも在留資格を与える	特区内の企業に就業した場合とする	技術者が派遣される企業との雇用証明書が求められ、派遣会社の社員となっただけでは在留資格が認められない。

	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項（再提案理由）	特例の具体的要請事項（目的）	（対象）	（内容）	代替措置の内容	現状（制度）の問題点
7	恵北ビル管理株式会社	老人介護福祉特区		入管法に関する研修の在留基準の中に、習得しようとする技術、技能または知識が同一の作業の反復のみによって習得できるものではないこと、とありこれまでは介護にまつわる研修は、補助的雑務であり、単純労働とみなされ外国人による研修ビザの取得が不可能とされていた。しかしながら日本の介護技術は、介護保険法制定後、国家資格（介護福祉士）を要するまでの特殊技能職へと変貌を遂げ、昨今、海外の地でも多く見られるようになった介護施設でも、日本での技能習得向上を求める要望が多いので、その高度介護技術を、外国人介護士が習得することを可能とするため。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令において申請人が習得しようとする技術、技能、または、知識が同一の反復のみによって習得できるものではないこと、と定められている事項について	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令において	介護にまつわる研修のみ入国、在留を容認する	・外国人研修生受け入れに関する基準について 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令において、申請人が習得しようとする技術、技能、または、知識が、同一の作業の反復のみによって習得できるものではないことと定められており、介護研修により入国、在留ができない
8	石狩市	サハリン石油・天然ガス開発プロジェクト後方支援特区		限られた工期から、モジュールング（組立）やコーティングなどの特殊作業に経験豊富な外国人熟練工の就労を可能とし、工期内工事の完成を図る。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令「法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動」の項の下欄に掲げる基準において、「外国に特有の製品の製造又は修理」と定められている事項について	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令「法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動」の項の下欄に掲げる基準において、「外国に特有の製品の製造又は修理」と定められている事項について	当該要件を引き下げし、外国人熟練工の就労を可能とする。 特例となる事業をサハリン石油・天然ガス開発プロジェクト関連事業のみに限定する。	外国人熟練工については、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令「法別表第一の二の表の技能の項の下欄に掲げる活動」の項の下欄に掲げる基準において、「外国に特有の製品の製造又は修理」と定められており、就労できない。
9	北九州市	北九州市国際物流特区	特区において、「研究」資格の実務経験（修士又は3年以上の研究従事、もしくは10年以上の実務経験）の緩和及び「投資・経営」資格の外国人の会社設立制限の緩和が実現することである。 本市は産業競争力の向上を目的に、「技能」資格の実務経験の緩和を要望したが、所管官庁からの回答が得られなかったため、再度要望するものである。	本市の構想する特区において、外国人・外国企業が優れた技術・ノウハウを有する建築物や製品の施行・製造を当該外国人を招聘して行いたい、との要望が複数寄せられている。 技術・ノウハウを持つ外国人を集団で招聘するため、全員が長期の実務経験者である必要はない。そこで、現行10年となっている実務経験年数を3年程度に緩和し、招聘を円滑に進めたい。また、報酬についても「日本人と同等以上」とされているが、優れた技術・ノウハウで日本人よりも効率的・低コストで施行・製造が可能なものについては、当該要件の例外とし、産業競争力向上の一助としたい。	「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」によって定められている『技能』活動の基準 外国に特有の建築又は土木に係る技能について10年（当該技能を要する業務に10年以上の実務経験を有する外国人に指揮監督を受けて従事する場合にあつては、5年）以上の実務経験 外国に特有の製品の製造又は修理に係る技能について10年以上の実務経験 日本人が従事する場合に受ける報酬と同額以上の報酬を受けること	3年以上の実務経験（括弧内は削除） 3年以上の実務経験 次の文章を追加 「ただし、我が国にない優れた技術又はノウハウ等により、結果として日本人より低い報酬で施行又は製造が可能な場合はその限りでない。」	実務経験の要件が厳しすぎ、まとまった数の招致が困難 この要件のために、せっかくの優れた技術・ノウハウが国内で活用されず、国際競争力強化を妨げている。	
10	丹波町	丹波ワイン産業振興特区		特区内でワインを製造販売するにあたり、いわゆるブレンダーやソムリエを招聘する必要があるが、これは単に経験年数のみではかることはできない。したがって雑誌等に紹介された記事等著明であることなどの要件を加えた上、経歴要件を5年に短縮する。	特区で招聘するワイン製造販売にかかるブレンダー及びソムリエと呼称される外国人技能者。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令中「技能」の経歴要件「10年」を「5年」に短縮する。	経歴要件に著明であることを加える	10年の経験が必ずしも優秀なソムリエ等とはいえず、経験が短くても優秀なソムリエ等を招聘することができない。